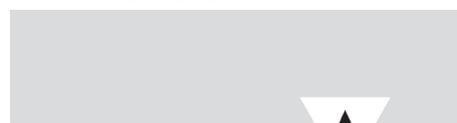


**展示会等における  
新型コロナウイルス感染防止のための対応指針**

令和 2 年 6 月 8 日作成

令和 3 年 10 月 31 日改正

株式会社東京ビッグサイト



**TOKYO BIG SIGHT**

## 第1 はじめに

本指針は、展示会等各種催事の開催に当たり、新型コロナウイルス感染防止のために当社が実施する対策及び展示会の主催者等に実施を依頼する対策をまとめたものである。

## 第2 策定に当たっての考え方

本指針は、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和3年9月28日変更）」等を参考に策定しており、特に、新型コロナウイルス感染拡大のリスクが高いと考えられる、①換気の悪い密閉空間、②多数が集まる密集場所、③間近で会話が発生する密接場面の発生防止に重点を置いている。

## 第3 内容

### 1 当社が講じる具体的対策

#### (1) 施設内の各所における感染防止対策

場所		内容
展示棟	共用部分	・不特定多数の高頻度接触部位の消毒（ドアノブ、手すり、エレベーターのボタン、エスカレーターのリフト）
		・他者と共用する物品の消毒（休憩所のテーブル、椅子、ベンチ等）
		・施設エントランス部への手指消毒液の設置
		・エントランスホール、コンコース、連絡通路、ロビー等の十分な換気
		・飛散防止パネルの設置（総合インフォメーション）
		・待機列での物理的距離確保（最低1m）のため、床面にマークを貼付（トイレ、ATM）
		・混雑が予想される屋内喫煙所の閉鎖（南棟3階）
貸出部分	・主催者へサーモグラフィー等の貸出	
会議棟	共用部分	・不特定多数の高頻度接触部位の消毒（手すり、エレベーターのボタン、エスカレーターのリフト）
		・他者と共用する物品の消毒（休憩所のテーブル、椅子）
	貸出部分	・不特定多数の高頻度接触部位（会議室のドアノブ、電気のスイッチ等）の消毒
		・他者と共用する物品の消毒（テーブル、椅子等）
共通	トイレ	・会議室の十分な換気
		・水石鹸を常備
		・ハンドドライヤーは使用中止とし、サインを掲示

※展示ホール内及び付属諸室については、原則、主催者側の対応

## (2) 周知・広報

当社 Web サイト、SNS、施設内大型ビジョン及び場内誘導看板等にて、以下の内容を来場者に周知

内容
・以下に該当する場合は来場自粛を要請 風邪の症状がある、37.5 度以上の熱がある、倦怠感（強いだるさ）がある、呼吸が困難である（息苦しい）
・入場時に上記症状が判明した場合は、主催者が入場制限を行うこと
・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指消毒の徹底
・来場者間の物理的距離の確保
・国及び都が提供する接触確認アプリ等への登録推奨

## 2 レストラン・サービス施設に依頼する具体的対策

### (1) 各施設での感染防止対策

内容
・他者と共用する物品の消毒（テーブル、椅子、トレイ、貸出備品等）
・商品棚、カウンター、什器の消毒
・入口への手指消毒液の設置
・現金の取扱いを減らし、キャッシュレス決済を推奨
・店舗、施設内の十分な換気
・座席間の距離を確保したレイアウト
・飛散防止パネルの設置（レジ等）
・待機列での物理的距離確保のため床面にマークを貼付（入口、レジ）
・混雑時の入場制限
・「感染防止徹底宣言ステッカー」及び「感染防止徹底点検済証」の掲示
・店舗の営業時間や酒類提供、入店案内等については、国及び都からの要請に基づいて対応すること

### (2) 業務従事者の感染防止対策

内容
・検温の励行、発熱時・体調不良時の出勤停止
・マスク着用、手洗いの徹底
・ユニフォーム、制服のこまめな洗濯
・業務時の手袋着用（レストラン）

### 3 主催者に依頼する具体的対策

#### (1) 展示ホール利用者

主催者には、関係団体等のガイドラインに基づく感染防止策及び下記事項の実施を依頼する。

##### ① 計画時

内容
・最大収容者数の設定と当社との事前確認（当社が定めた最大収容者数〈別紙1〉の範囲内）
・来場者、関係者へのマスク着用の周知
・以下に該当する場合の来場自粛及び入場制限実施の周知 風邪の症状がある、37.5度以上の熱がある、倦怠感（強いだるさ）がある、呼吸が困難である（息苦しい）
・入場制限を行う際の払い戻しの措置等を規定しておくこと
・参加者（出展者・来場者・施工会社等）の氏名、連絡先の把握
・できるだけ分散来場を促進すること
・催事の開催時間は、国及び都からの要請に基づいた設定を行うこと
・感染疑い発生時の対応マニュアル（別紙2）の確認
・国及び都が提供する接触確認アプリ等の周知・推奨・活用
・東京都への「イベント事前情報シート」の提出

##### ② 搬入出及び開催当日

内容
・来場者、関係者へのサーモグラフィ等による検温の実施
・以下に該当する場合、入場制限を実施 風邪の症状がある、37.5度以上の熱がある、倦怠感（強いだるさ）がある、呼吸が困難である（息苦しい）
・上記内容に関する看板等の設置
・来場者、関係者のマスク着用の徹底、持参していない方へのマスク配布等
・会場入口への手指消毒液設置
・手洗い、手指消毒の励行と周知
・不特定多数の高頻度接触部位の消毒（諸室ドアノブ等）
・他者と共用する物品の消毒（セミナー会場、商談コーナー、休憩所、飲食スペースのテーブル、椅子、ベンチ等）
・入場時の待機列等における物理的距離の確保
・大声を出す者がいた場合、個別に注意を行うこと
・飲食を行う場合はエリアを限定し、感染防止策を徹底すること（展示ブース内での試飲・試食も同様とする。）
・大人数や長時間におよぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、出展・来場者等へ注意喚起すること
・休憩時間や休憩場所等での食事について感染防止策を徹底すること

・搬出入シャッターの開放や空調運転による会場内の十分な換気
・収容者数の把握と最大収容者数を超えた場合の入場制限の実施
・感染が疑われる者が発生した場合、感染疑い発生時の対応マニュアル（別紙2）に基づく対応
・「感染防止徹底宣言ステッカー」の掲示

③ 開催後

内容
・最終清掃時における不特定多数の高頻度接触部位の消毒（諸室ドアノブ等）
・最終清掃時における什器、備品（諸室内）の消毒
・感染が疑われる者が発生した場合、保健所等の公的機関による聞き取りへの協力、必要な情報提供の実施及び当社への状況報告

(2) 会議室利用者

① 計画時

内容
・参加者数を当社が定めた最大収容者数（別紙1）の範囲内で設定
・参加者間の物理的距離を確保したレイアウトの作成
・来場者、関係者へのマスク着用の周知
・以下に該当する場合の来場自粛及び入場制限実施の周知 風邪の症状がある、37.5度以上の熱がある、倦怠感（強いだるさ）がある、呼吸が困難である（息苦しい）
・入場制限を行う際の払い戻しの措置等を規定しておくこと
・参加者の氏名、連絡先の把握
・できるだけ分散来場を促進すること
・催事の開催時間は、国及び都からの要請に基づいた設定を行うこと
・感染疑い発生時の対応マニュアル（別紙2）の確認
・国及び都が提供する接触確認アプリ等の周知・推奨・活用
・参加人数が1,000人を超える場合、東京都への「イベント事前情報シート」の提出

② 開催当日

内容
・受付、会議室入口等への手指消毒用の消毒液の設置
・不特定多数の高頻度接触部位の消毒（諸室ドアノブ等）
・来場者、関係者へのサーモグラフィー等による検温の実施
・以下に該当する場合は入場制限を実施すること 風邪の症状がある、37.5度以上の熱がある、倦怠感（強いだるさ）がある、呼吸が困難である（息苦しい）
・来場者、関係者のマスク着用の徹底、持参していない方へのマスク配布等

・参加受付等における待機列での物理的距離の確保
・大声を出す者がいた場合、個別に注意を行うこと
・飲食を行う場合はエリアを限定し、感染防止策を徹底すること（展示ブース内での試飲・試食も同様とする。）
・大人数や長時間におよぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、出展・来場者等へ注意喚起すること
・休憩時間や休憩場所等での食事について感染防止策を徹底すること
・扉の常時又は定期的な開放による室内の十分な換気
・感染が疑われる者が発生した場合、感染疑い発生時の対応マニュアル（別紙2）に基づく対応
・参加人数が1,000人を超える場合、「感染防止徹底宣言ステッカー」の掲示（但し、上記以外の場合も掲示を推奨）

### ③ 開催後

内容
・感染が疑われる者が出た場合、保健所等の公的機関による聞き取りへの協力、必要な情報提供の実施及び当社への状況報告

## 第4 適用期間

本指針の適用期間は、令和2年6月8日より、当分の間とする。

## 第5 その他

本指針は、必要に応じて適宜改定を行うものとする。

### 附 則

令和2年8月28日改正

令和2年10月1日改正

令和3年1月12日改正

令和3年3月10日改正

令和3年3月23日改正

令和3年4月12日改正

令和3年4月23日改正

令和3年5月10日改正

令和3年6月19日改正

令和3年10月1日改正

令和3年10月31日改正

## イベント開催制限期間中の各施設の最大収容者数

## 1 展示ホール

棟名	施設名	面積 (㎡)	各施設の 収容者数 (人)	制限期間中の最大収容者数 (人)		
				緊急事態宣言 期間中	まん延防止 等重点措置	左記以外 の期間
西展示棟	西 1 ホール	8,880	9,700	4,850	5,000	5,000
	西 2 ホール	8,880	9,700	4,850	5,000	5,000
	西 3 ホール	4,680	5,100	2,550	5,000	5,000
	西 4 ホール	6,840	7,500	3,750	5,000	5,000
南展示棟	南 1 ホール	5,000	5,500	2,750	5,000	5,000
	南 2 ホール	5,000	5,500	2,750	5,000	5,000
	南 3 ホール	5,000	5,500	2,750	5,000	5,000
	南 4 ホール	5,000	5,500	2,750	5,000	5,000
青海展示棟	Aホール	11,620	12,700	5,000	5,000	6,350
	Bホール	11,620	12,700	5,000	5,000	6,350

※1 上記の最大収容者数は、ホール毎に入退場管理を実施した場合のみ対象となる。ホール毎に入退場管理を行わない場合は、入退場管理ができる範囲（エリア）で最大収容者数を設定する。

※2 ホールを複数利用し、ホール毎に入退場管理しない場合の最大収容者数は下表のとおりとなる。

収容者数の合算	10,000 人以下	10,000 人超～
制限期間中の最大収容者数	5,000 人まで可	収容者数の 50%まで可

※3 上記の最大収容者数は、大声での歓声・声援等が想定されないことを前提としうる催事（展示会等）に適用されるものであり、複合的な性質を有する催事に関しては、各々の性質に応じて個別調整することとする。

## 2 会議棟

階数	施設名	面積 (㎡)	各施設の 収容者数 (人)	制限期間中の最大収容者数 (人)		
				緊急事態宣言 期間中	まん延防止 等重点措置	左記以外 の期間
1階	レセプションホール半面	700	500	250	500	
	レセプションホール全面	1,700	1,100	550	1,100	
	101会議室	180	144	72	144	
	102会議室	180	144	72	144	
	103会議室	35	18	9	18	
	104会議室	50	28	14	28	
	103+104会議室	90	48	24	48	
6階	601会議室	80	40	20	40	
	602会議室	55	20	10	20	
	603会議室	55	20	10	20	
	604会議室	80	40	20	40	
	605会議室	190	144	72	144	
	606会議室	190	144	72	144	
	607会議室	190	144	72	144	
	608会議室	190	144	72	144	
	609会議室	135	100	50	100	
	610会議室	135	100	50	100	
	605+606会議室	380	306	153	306	
	607+608会議室	380	306	153	306	
	605~608会議室	760	612	306	612	
7階	701会議室	80	50	25	50	
	702会議室	80	50	25	50	
	701+702会議室	150	120	60	120	
	703会議室	150	120	60	120	
	国際会議場	1,030	1,000	500	1,000	
8階	801会議室	75	40	20	40	
	802会議室	100	60	30	60	
	803会議室	35	10	5	10	
	804会議室	55	12	6	12	
	805特別応接室	85	8	4	8	

### 3 T F Tビル

階数	施設名	面積 (㎡)	各施設の 収容者数 (人)	制限期間中の最大収容者数 (人)		
				緊急事態宣言 期間中	まん延防止 等重点措置	左記以外 の期間
2階	ホール 1000	900	1,000	500	1,000	
	ホール 500	446	500	250	500	
	ホール 300	270	300	150	300	
9階	901会議室	85	85	42	85	
	902会議室	110	110	55	110	
	904会議室	165	165	82	165	
	905会議室	180	180	90	180	
	906会議室	360	360	180	360	
	907会議室	165	165	82	165	
	908会議室	250	250	125	250	
	909会議室	250	250	125	250	
	910会議室	80	84	42	84	
	9-A会議室	190	190	95	190	
	9-B会議室	95	16	8	16	
	9-C会議室	95	16	8	16	
	9-E会議室	120	100	50	100	
9-F会議室	100	100	50	100		

### 4 タイム24ビル

階数	施設名	面積 (㎡)	各施設の 収容者数 (人)	制限期間中の最大収容者数 (人)		
				緊急事態宣言 期間中	まん延防止 等重点措置	左記以外 の期間
5階	503会議室	186	140	70	140	
	504会議室	186	140	70	140	
	505会議室	186	140	70	140	
6階	北会議室	595	400	200	400	
	東1会議室	93	80	40	80	
	東2会議室	93	80	40	80	
	東3会議室	93	80	40	80	
	東4会議室	93	80	40	80	
	東5会議室	186	140	70	140	
	東6会議室	186	140	70	140	
12階	研修室121	598	400	200	400	
	研修室122	93	80	40	80	
	研修室123	93	80	40	80	

1 2 階	研修室 1 2 4	93	80	40	80
	研修室 1 2 5	93	80	40	80
	研修室 1 2 6	93	80	40	80
	研修室 1 2 7	93	80	40	80
	研修室 1 2 8	101	80	40	80
1 3 階	研修室 1 3 1	370	320	160	320
	研修室 1 3 2	157	140	70	140
	研修室 1 3 3	181	140	70	140
	研修室 1 3 4	485	400	200	400
1 4 階	研修室 1 4 1	278	230	115	230
	研修室 1 4 2	250	230	115	230
	研修室 1 4 3	93	80	40	80
	研修室 1 4 4	93	80	40	80
	研修室 1 4 5	101	80	40	80
	会議室A	57	16	8	16
	会議室B	36	8	4	8
	会議室C	57	16	8	16
	会議室D	38	8	4	8
	会議室E	36	8	4	8
	会議室F	57	16	8	16
1 8 階	研修室 1 8 1	129	110	55	110
	研修室 1 8 2	122	110	55	110
	研修室 1 8 3	96	80	40	80

※1 原則、収容者数は上記のとおりとする。但し、緊急事態宣言解除後においても、物理的距離を確保したレイアウトを推奨する。

※2 上記の最大収容者数は、大声での歓声・声援等が想定されないことを前提としうる催事（講演会、説明会等）に適用されるものであり、複合的な性質を有する催事に関しては、各々の性質に応じて個別調整することとする。

## 感染疑い発生時の対応マニュアル

## 1 主催者等による入場時の体調確認にて体調不良者が発生した場合の対応

主催者にて、「風邪の症状、37.5 度以上の熱、倦怠感（強いだるさ）呼吸が困難（息苦しい）」の症状を、入口等で確認する。

⇒当てはまる方は、主催者にて入場を断り、帰宅を促すとともに、下記連絡先を伝える。  
合わせて、主催者が当社へ報告する。

（江東区新型コロナウイルス感染症相談センター：03-3647-5879）

⇒帰宅困難な症状の場合は、主催者が当社に連絡するとともに、主催者の同行のもと、当社の指定する救護室へ移動する。

## 2 催事中に体調不良者が発生した場合の対応

催事中に体調不良者が発生し、「風邪の症状、37.5 度以上の熱、倦怠感（強いだるさ）呼吸が困難（息苦しい）」の症状を主催者が確認できた場合は、主催者が当社に連絡するとともに、主催者の同行のもと、当社の救護室へ移動する。

【当社の指定する救護室（主催者へ貸出しは不可）】

- ・西展示棟：1 階救護室
- ・南展示棟：1、4 階救護室
- ・青海展示棟：救護室
- ・会議棟：6 2 3 主催者事務室

【当社救護室での対応】

救護室にて、当社立会いのもと主催者とともに患者の健康状況を確認する。

その結果を基に、主催者が所轄の江東区帰国者・接触者電話相談センター等に連絡し、受入病院の確認や救急車の要請等を行い、当社がそれに協力する。

患者が搬送された後は、主催者が江東区帰国者・接触者電話相談センター等に消毒等の対応を確認し、当社とともに適切な処置を行う。

【当社の備品】

- ・マスク
- ・廃棄用ビニール袋
- ・使い捨て手袋
- ・防護服（使い捨てカップ等）
- ・非接触体温計（主催者貸出用と共用）

【適切な処置の範囲】

場所	主催者	当社	備考
占用貸出部	○		ホール内トイレは当社で実施
共用部		○	共用部の造作物等は主催者で実施
会議棟会議室		○	

## 3 催事後にコロナ罹患が発生した場合の対応

催事後に、催事関係者・来場者等がコロナに感染した場合には、速やかに主催者より、コロナ罹患者の来場日時等、詳細情報を当社に報告する。

当社より江東区帰国者・接触者電話相談センターに連絡し、消毒等の対応を確認し、当社にて適切な処置を行う。

公表方法等を含めたその後の対応等について、主催者と当社で協議する。